

八潮市立地適正化計画に係る届出の手引き

都市再生特別措置法

第 88 条第 1 項・第 108 条第 1 項・第 108 条の 2 第 1 項

1	はじめに	1
	(1) 届出制度の目的	1
	(2) 届出の流れ	1
	(3) 注意事項	2
2	居住誘導区域外での届出	2
	(1) 届出の対象となる行為	2
	(2) 届出の時期	3
	(3) 届出書類の作成	3
	(4) 届出に対する市の対応	3
	(5) 届出を要しない行為	3
3	都市機能誘導区域外での届出	4
	(1) 届出の対象となる行為	4
	(2) 届出の対象施設（誘導施設）	4
	(3) 届出の時期	5
	(4) 届出書類の作成	5
	(5) 届出に対する市の対応	5
	(6) 届出を要しない行為	5
4	都市機能誘導区域内での届出	6
	(1) 届出の時期	6
	(2) 届出書類の作成	6
	(3) 届出に対する市の対応	6
5	都市機能補完区域について	6
参考資料 1	居住誘導区域・都市機能誘導区域・都市機能補完区域 区域図	7
参考資料 2	届出様式記入例	9
参考資料 3	届出に関する Q & A	17

1 はじめに

(1) 届出制度の目的

立地適正化計画は、将来の人口減少や人口構成の変化などに対応していくため、医療・福祉施設、商業施設等を集約し、公共交通により高齢者を含む誰もがこれらの施設にアクセスしやすい、集約型の都市構造である「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構築を目指す計画です。

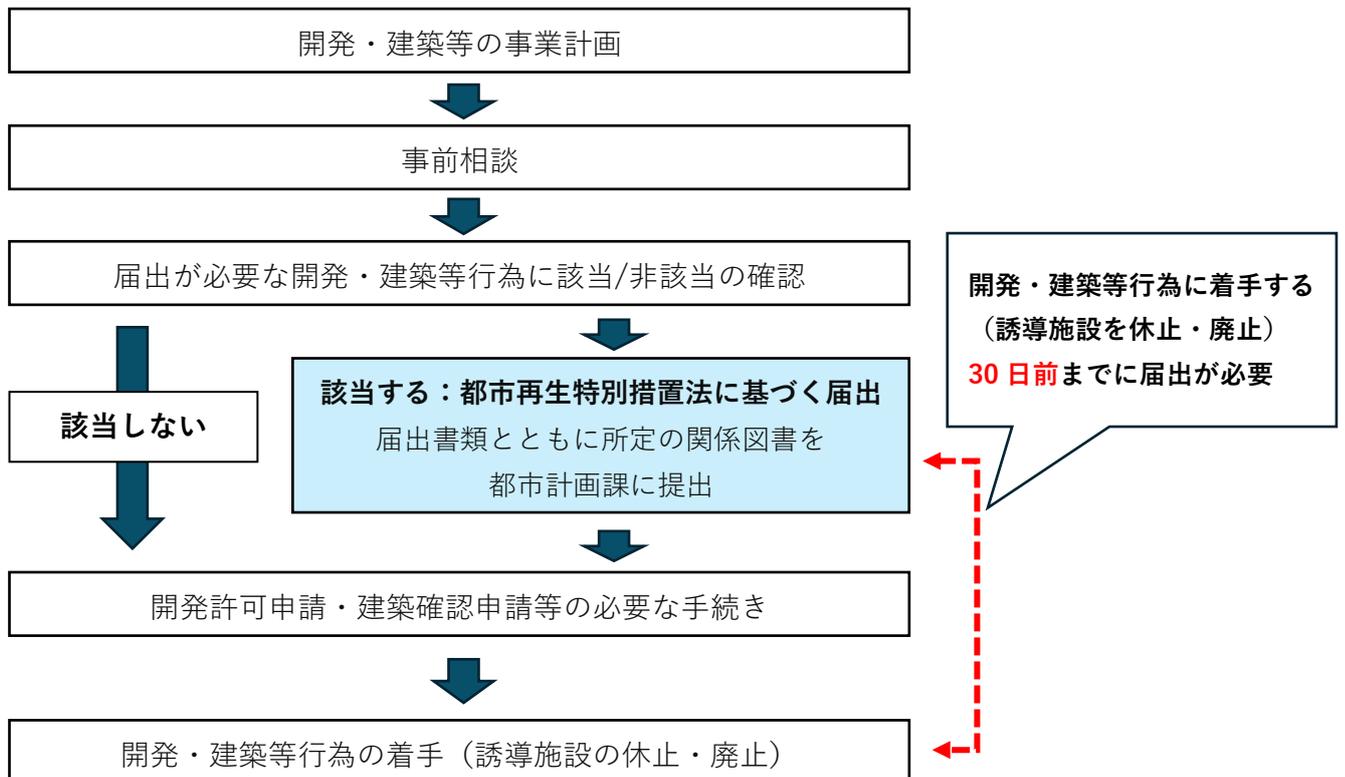
八潮市立地適正化計画の公表に伴い、下記の行為を行おうとする場合、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号、以下「法」と記載します。）の規定に基づき、行為着手の30日前までに、市長への届出が必要となります。

- ・ 居住誘導区域外での一定規模の住宅の開発行為や建築等行為（法第88条第1項）
- ・ 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為や建築等行為（法第108条第1項）
- ・ 都市機能誘導区域内での誘導施設の休止や廃止（法第108条の2第1項）

この届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発の動きや都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の動きを把握し、誘導区域内への立地促進を図ることを目的としています。

(2) 届出の流れ

開発・建築等行為を行う場合は、立地適正化計画に基づく区域の確認を行い、法に基づく届出が必要となる場合には、以下の流れに従い、都市計画課へ届出書類とともに所定の関係図書を提出してください。



(3) 注意事項

届出を行わずに開発行為等を行った場合や、虚偽の届出を行った場合には、法第 130 条の規定に基づき、30 万円以下の罰金に処されることがあります。

届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象となります。

届出に係る行為が、誘導区域における誘導施設等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、市は法に基づき、届出者に対して勧告を行う場合があります。また、その場合において、誘導区域内の土地の取得等についてあっせん等を行うことがあります。

2 居住誘導区域外での届出

法第 88 条第 1 項の規定に基づき、**居住誘導区域外の区域**において、以下に該当する特定の開発・建築等行為を行おうとする場合には、市長への届出が必要となります。

(1) 届出の対象となる行為

届出の対象となる開発行為及び建築等行為は、次のとおりです。

開発行為	<p>① 3 戸以上の住宅^{※1}の建築目的の開発行為</p> <p>【例】 3 戸の開発行為⇒届出必要 </p> <p>② 1 戸又は 2 戸の住宅^{※1}の建築目的の開発行為で 1,000 m²以上の規模のもの</p> <p>③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例^{※2}で定めたものの建築目的で行う開発行為</p> <p>【例】 1,300 m² 1 戸の開発行為⇒届出必要 </p> <p>800 m² 2 戸の開発行為⇒届出不要 </p>
建築等行為	<p>① 3 戸以上の住宅^{※1}を新築しようとする場合</p> <p>【例】 3 戸の建築等行為⇒届出必要 </p> <p>② 人の居住の用に供する建築物として条例^{※2}で定めたものを新築する場合</p> <p>③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅^{※1}とする場合</p> <p>【例】 1 戸の建築等行為⇒届出不要 </p>

※ 1 住宅とは、戸建住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物を指します。
(寄宿舍や老人ホームは含みません。)

※ 2 八潮市立地適正化計画の公表日現在、条例は定めていません。

(2) 届出の時期

届出の対象となる開発行為及び建築等行為を行う場合は、**行為に着手する 30 日前までに**、都市計画課へ届出を行ってください。

(3) 届出書類の作成

届出は、届出書（様式）に添付図書を添えて行ってください。届出書の様式及び添付図書は、法施行規則により、下記のとおり定められています。

開発行為 の場合 【法施行規則第 35 条】	●届出書（必要部数 1 部）⇒様式第 10（第 35 条第 1 項第 1 号関係） ●添付図書（必要部数 1 部） ①区域図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上） ②設計図（土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上） ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、公図、委任状など）
建築等行為 の場合 【法施行規則第 35 条】	●届出書（必要部数 1 部）⇒様式第 11（第 35 条第 1 項第 2 号関係） ●添付図書（必要部数 1 部） ①区域図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上） ②住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上） ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、公図、委任状など）
届出内容を 変更する場合 【法施行規則第 38 条】	●届出書（必要部数 1 部）⇒様式第 12（第 38 条第 1 項関係） ●添付図書（必要部数 1 部） 上記のそれぞれの場合と同様

(4) 届出に対する市の対応

市では届出を受けて、居住誘導区域外における住宅等の開発・建築等行為の動向を把握するとともに、届出者に対し、居住誘導区域内における居住の誘導のための施策に関する情報提供等を行うことがあります。

(5) 届出を要しない行為

法の規定により、下記の行為については、届出の必要はありません。

- ① 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築目的で行う開発行為
- ② 「①」の住宅等の新築
- ③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して「①」の住宅等とする行為
- ④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

3 都市機能誘導区域外での届出

法第 108 条第 1 項の規定に基づき、**都市機能誘導区域外の区域**において、以下に該当する特定の開発・建築等行為を行おうとする場合には、市長への届出が必要となります。

(1) 届出の対象となる行為

届出の対象となる開発行為及び建築等行為は、次のとおりです。

開発行為	① 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為
建築等行為	① 誘導施設を有する建築物を新築する場合 ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

(2) 届出の対象施設（誘導施設）

都市機能誘導区域は、八潮中心区域及びシビックセンター区域の 2 区域を設定しています。それぞれの区域における誘導施設は、下記のとおりです。

機能	誘導施設一覧			備考
		八潮中心区域	シビックセンター区域	
商業	店舗、飲食店 (床面積 3,000 m ² 以上)	●	●	
	店舗、飲食店 (床面積 10,000 m ² 以上)	●		
	体育館を含む運動施設	●	●	
医療	病院、地域医療支援病院、特定機能病院	●	●	
教育・文化施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	●	●	※シビックセンター区域の誘導施設は中学校のみ。
	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、職業訓練校、研修所、学術の研究所等	●		
	文化会館、勤労福祉センター	●	●	
行政施設	消防署・消防署分署	●		
	保健センター		●	
	市庁舎、市庁舎(出張所)	●	●	

(3) 届出の時期

届出の対象となる開発行為及び建築等行為を行う場合は、行為に着手する 30 日前までに、都市計画課へ届出を行ってください。

(4) 届出書類の作成

届出は、届出書（様式）に添付図書を添えて行ってください。届出書の様式及び添付図書は、法施行規則により、下記のとおり定められています。

開発行為 の場合 【法施行規則第 52 条】	●届出書（必要部数 1 部）⇒様式第 18（第 52 条第 1 項第 1 号関係） ●添付図書（必要部数 1 部） ①区域図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上） ②設計図（土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上） ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、公図、委任状など）
建築等行為 の場合 【法施行規則第 52 条】	●届出書（必要部数 1 部）⇒様式第 19（第 52 条第 1 項第 2 号関係） ●添付図書（必要部数 1 部） ①配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上） ②住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上） ③その他参考となる事項を記載した図書（案内図、公図、委任状など）
届出内容を 変更する場合 【法施行規則第 55 条】	●届出書（必要部数 1 部）⇒様式第 20（第 55 条第 1 項関係） ●添付図書（必要部数 1 部） 上記のそれぞれの場合と同様

(5) 届出に対する市の対応

市では届出を受けて、都市機能誘導区域外における誘導施設の開発・建築等行為の動向を把握するとともに、届出者に対し、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導のための施策等に関する情報提供等を行うことがあります。

(6) 届出を要しない行為

法の規定により、下記の行為については、届出の必要はありません。

- ① 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③ 建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

4 都市機能誘導区域内での届出

法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、**都市機能誘導区域（八潮中心区域、シビックセンター区域）内**にある誘導施設を休止又は廃止をしようとする場合には、市長への届出が必要となります。届出の対象となる誘導施設は、都市機能誘導区域外における届出に記載の誘導施設一覧をご覧ください。

(1) 届出の時期

届出の対象となる誘導施設を休止又は廃止しようとする 30 日前までに、都市計画課へ届出を行ってください。

(2) 届出書類の作成

届出は、届出書（様式）に添付図書を添えて行ってください。届出書の様式及び添付図書は、法施行規則により、下記のとおり定められています。

<p>休止又は廃止 の場合 【法施行規則第 55 条の 2】</p>	<ul style="list-style-type: none">●届出書（必要部数 1 部）⇒様式第 21（第 55 条の 2 関係）●添付図書（必要部数 1 部）<ul style="list-style-type: none">①区域図（休止又は廃止しようとする誘導施設の土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上）②その他参考となる事項を記載した図書（配置図、公図など）
---	--

(3) 届出に対する市の対応

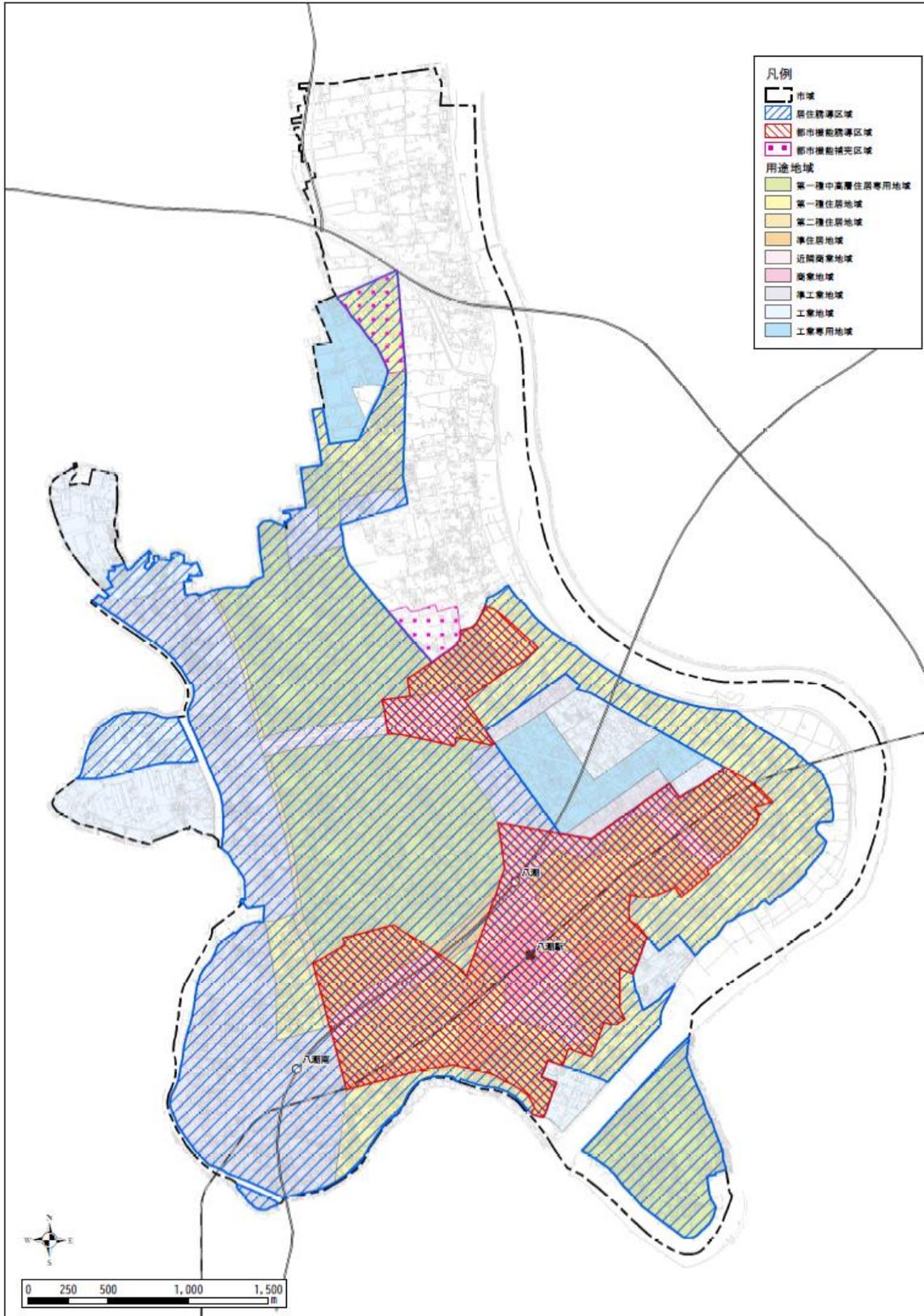
市では届出を受けて、都市機能誘導区域内において、休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認める場合は、届出者に対して、建築物の存置等を助言・勧告を行うことがあります。

5 都市機能補完区域について

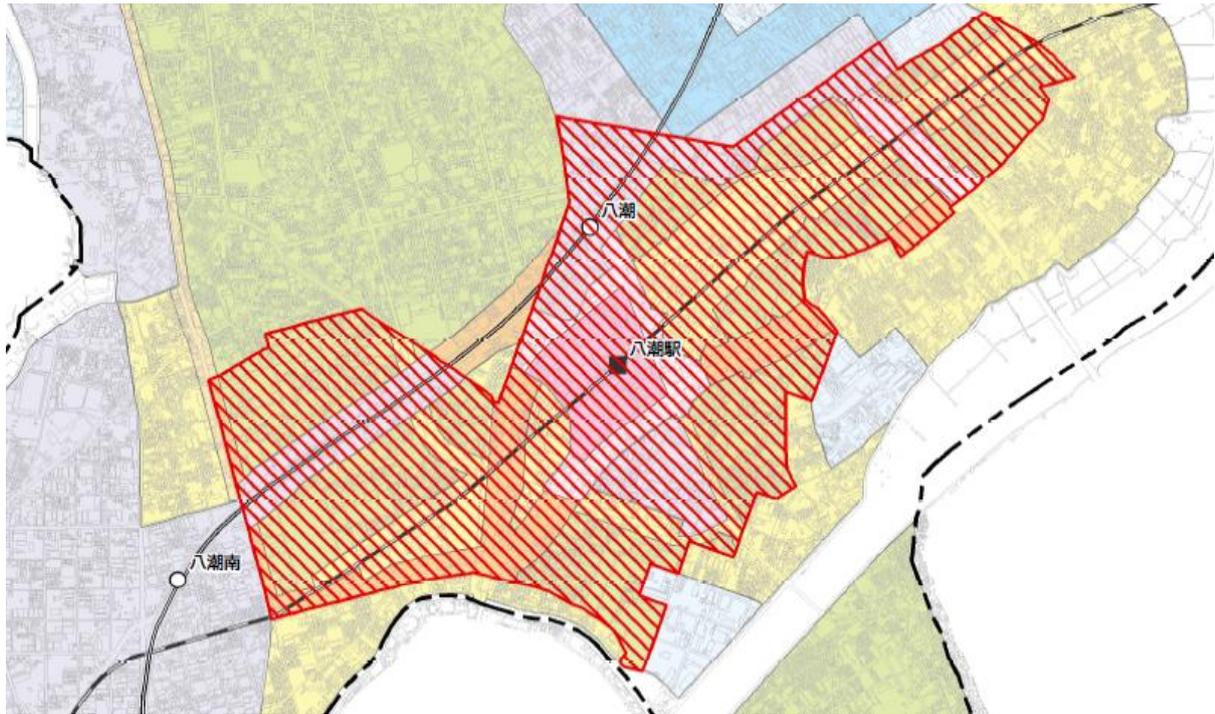
都市機能誘導区域とは、八潮市立地適正化計画策定時点では整備計画が定まっていないため「都市機能誘導区域」に含むことが適切ではないものの、長期的に都市機能誘導区域への編入を視野に入れ、誘導施設の計画や事業の進捗状況を見定めて、将来的に都市機能誘導区域に含むことを検討する区域として、八潮市が独自に定めた区域です。

なお、都市機能補完区域に係る届出はありません。

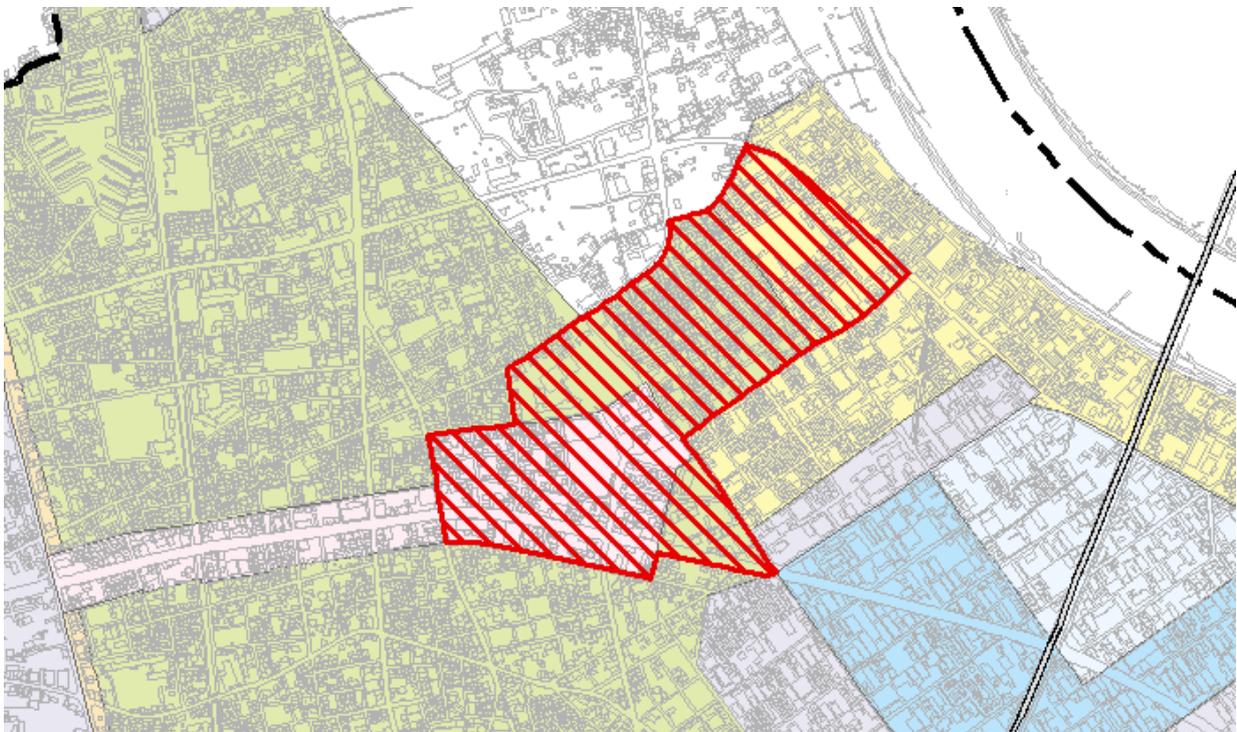
●区域図（全体）



●都市機能誘導区域詳細図（八潮中心区域）



●都市機能誘導区域詳細図（シビックセンター区域）



●居住誘導区域外における届出

様式	届出書の内容	記入例 該当頁
様式第 10 (第 35 条第 1 項第 1 号関係)	開発行為届出書	10
様式第 11 (第 35 条第 1 項第 2 号関係)	住宅等を新築し、又は建築物を改築し、 若しくはその用途を変更して住宅等とする 行為の届出書	11
様式第 12 (第 38 条第 1 項関係)	行為の変更届出書	12

●都市機能誘導区域外における届出

様式	届出書の内容	記入例 該当頁
様式第 18 (第 52 条第 1 項第 1 号関係)	開発行為届出書	13
様式第 19 (第 52 条第 1 項第 2 号関係)	誘導施設を有する建築物を新築し、又は建 築物を改築し、若しくはその用途を変更し て誘導施設を有する建築物とする行為の届 出書	14
様式第 20 (第 55 条第 1 項関係)	行為の変更届出書	15

●都市機能誘導区域内における届出

様式	届出書の内容	記入例 該当頁
様式第 21 (第 55 条の 2 関係)	誘導施設の休廃止届出書	16

様式第 10 (第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 8 年 4 月 1 日

※届出は工事着手の 30 日前までであること

(宛先) 八潮市長

届出者 住所 八潮市〇〇町〇〇丁目△△
 〇〇〇株式会社
 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	八潮市〇〇町〇〇丁目△△
	2 開発区域の面積	2,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	共同住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和 8 年 5 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 9 年 3 月 31 日
	6 その他必要な事項	共同住宅 5 戸

※戸数等を記入

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第 11 (第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p>住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為</p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日 ※届出は工事着手の 30 日前までであること</p> <p>(宛先) 八潮市長</p> <p>届出者 住所 八潮市〇〇町〇〇丁目△△</p> <p>氏名 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇</p>	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番：八潮市〇〇町〇〇丁目△△ 地目：宅地 面積：1,000 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	<p>工事の着手予定年月日：令和 8 年 5 月 1 日</p> <p>工事の完了予定年月日：令和 9 年 3 月 31 日</p> <p>戸数：共同住宅 5 戸</p> <p>※戸数等を記入</p>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第12（第38条第1項関係）

行為の変更届出書

令和8年5月1日

※届出は変更に係る行為着手の
30日前までであること

(宛先) 八潮市長

届出者 住 所 八潮市〇〇町〇〇丁目△△

氏 名 〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 令和8年4月1日

2 変更の内容

- ・住宅用地区画数：5区画から6区画へ変更
- ・着手予定年月日：令和8年5月1日から令和8年6月1日へ変更

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和8年6月1日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和9年2月5日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 18 (第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 8 年 4 月 1 日

※届出は工事着手の 30 日前までであること

(宛先) 八潮市長

届出者 住所 八潮市〇〇町〇〇丁目△△

氏名 〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	八潮市 〇〇町 〇〇丁目 △△
	2 開発区域の面積	8, 000 平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設 (スーパーマーケット)
	4 工事の着手予定年月日	令和 8 年 5 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 9 年 3 月 31 日
	6 その他必要な事項	床面積 : 3, 000 平方メートル

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

※建築物の用途以外の情報
(床面積) 等を記載すること

様式第 19 (第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p> 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日 ※届出は工事着手の 30 日前までであること</p> <p>(宛先) 八潮市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 八潮市〇〇町〇〇丁目△△</p> <p style="text-align: right;">氏 名 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	<p>所在・地番：八潮市〇〇町〇〇丁目△△</p> <p>地目：宅地</p> <p>面積：5, 000平方メートル</p>
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設 (スーパーマーケット)
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	<p>工事の着手予定年月日：令和 8 年 5 月 1 日</p> <p>工事の完了予定年月日：令和 9 年 3 月 31 日</p> <p>誘導施設部分の延床面積：3, 000 平方メートル</p>

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第20（第55条第1項関係）

行為の変更届出書

令和8年4月30日

※届出は変更に係る行為着手の
30日前までであること

(宛先) 八潮市長

届出者 住所 八潮市〇〇町〇〇丁目△△

氏名 〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和8年4月1日
- 2 変更の内容
 - ・ 着手予定年月日：令和8年5月1日から令和8年6月1日へ変更
 - ・ 開発区域面積：8,000㎡から7,500㎡へ変更
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和8年6月1日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和9年2月5日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

※届出は行為着手の 30 日前までであること

令和 8 年 4 月 1 日

(宛先) 八潮市長

届出者 住所 八潮市〇〇町〇〇丁目△△

氏名 〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の

{ 休止 }
{ 廃止 }

について、下記により届け出ます。

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地	名称：〇〇〇〇〇（△△店） 用途：商業施設（スーパーマーケット） 所在地：八潮市〇〇町〇〇丁目△△
2 休止（廃止）しようとする年月日	令和 8 年 6 月 1 日
3 休止しようとする場合にあっては、その期間	令和 8 年 6 月 1 日から 令和 9 年 12 月 31 日まで
4 休止（廃止）に伴う措置	
(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途	事務所および倉庫
(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項	(存置する場合) 使用予定が決まるまで適切に管理を行う (存置する予定がない場合) 建築物除却後、売却予定 除却予定時期：令和〇年〇月〇〇日

注 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記載すること。

参考資料3 届出に関するQ & A

Q 届出対象となる「開発行為」とは。

A 都市計画法に規定される「開発行為」で、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更を指します。

Q 開発行為時に届出を行った場合でも、建築等行為時に届出は必要か。

A 開発行為、建築等行為のそれぞれについて届出が必要となります。

Q 建物の一部に誘導施設を含む場合は、届出が必要になるのか。

A 一部でも誘導施設を有する場合は、届出が必要です。

Q 複数の誘導施設を有する1つの建築物を建築する場合、届出は誘導施設毎に必要なになるのか。

A 誘導施設が1つの建築物に集約されている場合、届出は1つで結構です。ただし、建築物の用途の欄に、届出対象となる全ての誘導施設名を記載してください。

Q 戸建て住宅の新築が届出対象となるのは、どのような場合か。

A 同じ建築主が、同一時期に、隣接する土地に3戸以上の住宅（建売住宅等）を建築する場合に、届出が必要となります。

Q サービス付き高齢者住宅や社宅等についても、届出は必要か。

A 実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは、「住宅」として取り扱いません。

Q 届出の対象となる「住宅」はどのようなものか。

A 一戸建ての住宅や長屋、共同住宅、店舗兼用住宅など居住機能を備えた建築物です。詳しくは建築基準法における住宅の取扱いを参考にしてください。

Q 3戸以上の「共同住宅」を複数棟、一度に建築する場合は、それぞれ届出が必要か。

A 複数の住宅を一度に建築する場合は、届出は1つとし、届出書や添付図面にその内容（A棟、B棟等）が分かるように記載してください。ただし、開発行為と建築等行為の両方が行われる場合は、それぞれについて届出が必要です。

Q 開発予定地で3戸以上の住宅を異なる着工日で建築する場合は、届出が必要か。

A 各戸の着工が同時でなくても届出の対象となります。

Q 届出書の地目、面積は何に基づき記載すればよいか。

A 地目は土地登記簿、面積は原則として実測に基づき記載してください。

Q 都市機能誘導区域内の別の場所へ移転する場合も、休廃止の届出が必要か。

A 施設の立地動向を把握するため必要です。

Q 休止の届出が必要になる休止期間はどれくらいか。建替え・改装等で休止の場合も届出は必要か。

A 休止する場合の休止期間について法令等の定めはありませんが、目安として3か月以上休止する場合には、休止届の提出をお願いします。建替え・改装等で休止の場合も同様です。

Q 代理者が届出の手続を行うことはできるか。

A 委任を受けた代理の方が手続を行うことは可能です。その場合、委任状の添付が必要です。

Q 都市機能誘導区域（シビックセンター区域）内に、床面積10,000㎡以上の店舗を開発及び建築する予定だが、届出は必要になるのか。

A シビックセンター区域においては、床面積10,000㎡以上の店舗は誘導施設に該当しないため、都市機能誘導区域外における届出（様式第18、様式第19）が必要となります。

Q 都市機能誘導区域（シビックセンター区域）内に、現在立地している床面積10,000㎡以上の店舗を休止する予定だが、届出は必要になるのか。

A シビックセンター区域においては、床面積10,000㎡以上の店舗は誘導施設に該当しないため、都市機能誘導区域外における届出（様式第21）は不要です。